

社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外監査役が独立性を有すると判断する基準（以下「独立性判断基準」）を以下のとおり定め、東京証券取引所が定める独立役員として、独立性判断基準のいずれにも該当しない者を指定するものとする。

(1) 当社グループ※¹を主要な取引先※²とする者またはその業務執行者

※¹ 当社ならびに当社の子会社および関連会社をいう。

※² 当該取引先の直近の事業年度における連結売上高に占める当社グループとの取引にかかる売上高の割合が2%を超える場合をいう。

(2) 当社グループの主要な取引先※またはその業務執行者

※ 当社グループの直近の事業年度における売上収益に占める当該取引先との取引にかかる売上高の割合が2%を超える場合をいう。

(3) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産※を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

※ 当社グループの直近の事業年度における支払額について、次の金額を超える場合をいう。

- ・法人、組合等の団体である場合には、1,000万円または当該団体の年間売上高（総収入）の2%のいずれか高い金額
- ・上記以外である場合には、1,000万円

(4) 当社グループから多額の寄付※を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

※ 直近の事業年度における当社グループからの寄付の総額が1,000万円を超える場合をいう。

(5) 当社グループの主要な借入先※またはその業務執行者

※ 当社グループの直近の事業年度における借入額が上位3位以内の者をいう。

(6) 当社の主要な株主※またはその業務執行者

※ 当社の株式の10%以上を直接または間接に保有している者をいう。

(7) 当社が主要な株主※である会社の業務執行者

※ 当社が当該会社の株式の10%以上を直接または間接に保有している場合をいう。

(8) 当社グループの会計監査人である監査法人の業務執行者

(9) 過去3年間において、上記(1)から(8)のいずれかに該当していた者

(10) 次のいずれかに該当する者(重要な者に限る。)の近親者※

(a) 上記(1)から(9)のいずれかに該当する者

(b) 当社の子会社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役または会計参与を含む。)

(c) 過去3年間において、当社の子会社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役または会計参与を含む。)であった者

(d) 過去3年間において、当社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)であった者

※ 配偶者および2親等内の親族をいう。

以上